

## 令和5年度第3回宮城県内水面漁場管理委員会議事録

### 委員会の招集

- (1) 招集者 会長 小野寺 秀也  
(2) 発送年月日 令和5年10月2日(火)

### 委員会の開催

- (1) 日時 令和5年10月10日(火)  
○開会 午後2時00分  
○閉会 午後4時40分  
(2) 場所 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

### 議題

- (1) 審議事項  
イ うなぎ稚魚漁業の制限措置及び許可の基準(案)について  
ロ コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示(案)について  
(2) 報告事項  
イ 全国内水面漁場管理委員会連合会令和6年度中央省庁提案項目及びアンケート調査について  
ロ 秋さけ令和4年度来遊状況及び令和5年度来遊予測について  
ハ 令和5年度漁期の秋さけ種卵確保対策について  
(3) その他

### 出席委員

会長	小野寺 秀也	委員	高橋 計介
会長代理	千葉 勝美	〃	高橋 清孝
委員	菅原 <sup>はじめ</sup> 元	〃	大越 和加
〃	十二村 實	〃	棟方 有宗
〃	眞壁 一良	〃	菅原 <sup>はじめ</sup> 元

執行部出席者 別紙のとおり

【委員会の概要】

○事務局 高橋総括課長補佐

定刻となりましたのでただ今から、令和5年度第3回宮城県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

はじめに本日の委員の出席状況は、10名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の御挨拶を小野寺会長からお願いいたします。

○小野寺会長

(挨拶)

○水産業振興課 高橋総括課長補佐

ありがとうございました。続きまして、宮城県水産林政部長谷川副部長から御挨拶申し上げます。

○水産林政部 長谷川副部長

(挨拶)

○水産業振興課 高橋総括課長補佐

ありがとうございました。

それでは議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

配布しております資料は、右上に番号を振ってございます。

資料1といたしまして、審議事項(1)「うなぎ稚魚漁業の制限措置及び許可の基準(案)について」、資料2といたしまして、審議事項(2)「コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示(案)について」、資料3が3つに分かれていまして、資料3-①といたしまして、報告事項(1)「全国内水面漁場管理委員会連合会令和6年度中央省庁提案項目及びアンケート調査について」と併せて、資料番号振っていませんが、下に33ページと書いてある資料があります。その他、資料3-②というものを配布させていただいておりまして、資料3関係は全部で3種類ございます。資料4といたしまして、報告事項(2)「秋さけ令和4年度来遊状況及び令和5年度来遊予測について」、資料5といたしまして、報告事項(3)「令和5年度漁期の秋さけ種卵確保対策について」、その他として、「ミズワタクチビルケイソウについて」関連で2種類のカラーの資料をお配りさせていただいております。最後に添付資料といたしまして、「親睦会の決算報告について」1枚ものをお配りしておりますので、御確認いただきまして不足等ありましたら事務局の方にお声がけください。

それでは議事に入らせていただきます。

小野寺会長議事進行をよろしくお願いいたします。

○小野寺会長

それでは、議事に先立ちまして、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

本日の議事録署名委員として、5番の眞壁委員と7番の高橋清孝委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従って進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

#### 【審議事項 1】

##### ○小野寺会長

はじめに、審議事項(1)「うなぎ稚魚漁業の制限措置及び許可の基準(案)について」を上程いたします。これは県から御説明いただきます。

##### ○水産業振興課 阿部課長

それでは資料1をお願いいたします。審議事項(1)「うなぎ稚魚漁業の制限措置及び許可の基準(案)について」御説明いたします。

令和2年12月1日に施行されました改正漁業法によりまして、密漁防止の一環としまして、全長13cm以下のうなぎの稚魚が漁業法上の特定水産動植物に指定されました。その結果、漁業許可を受けなければ採捕ができなくなりました。令和5年12月までは経過措置期間ということで、従来どおりの特別採捕許可により採捕が行われてきましたが、令和6年漁期からは、知事許可漁業への移行が必要となっております。

本日は、令和6年2月から採捕が始まります、稚うなぎ漁業の許可に係る制限措置の内容等につきまして御審議いただくものでございます。

つきましては、担当から御説明申し上げます。

##### ○水産業振興課 永木技術主任主査

資料1に基づきまして、説明させていただきます。

資料1、1ページめくっていただきまして、1ページを御覧ください。うなぎ稚魚漁業の制限措置の内容等につきまして、委員会の方に諮問させていただきます文書の写しになっております。

続いて、2ページを御覧ください。諮問する内容の1つ目であります制限措置の内容となっております。漁業法により、知事許可漁業におきましては、許可の内容として制限措置を定め、委員会の意見を聞いた上で公示を行うこととなっております。今回お諮りするものでございます。詳しくは後ほど戻って説明させていただきたいと思います。

続きまして、3ページを御覧ください。諮問する内容の2つ目として、許可の基準の案となっております。こちらも漁業法の規定により、許可の申請の数は公示した枠を超える場合に許可するものについて優先順位を決めるというものでありまして、こちらも委員会の意見を聞いた上で定めるものとなっております。今回お諮りするものでございます。こちらも内容につきましては、後ほど戻って御説明させていただきます。

さらに資料をめくっていただきまして、5ページを御覧ください。うなぎ稚魚漁業の概要について説明させていただく資料でございます。前回8月の委員会の時にも概要については説明させていただきましたが、今回改めて御説明申し上げます。1のうなぎ稚魚漁業の概要ということで、うなぎ稚魚漁業につきましては、本県の内水面において全長13cm以下のうなぎ稚魚を採捕目的として営む漁業となっております。2の許可制に係る経緯というところでございますけれども、こちらは先ほど課長より説明申し上げた

とおりでございますけれども、令和2年の漁業法の改正に伴いまして、特定水産動植物に指定されたということで、漁業権若しくは漁業の許可、学術研究のための採捕以外は禁止となったということでございます。こちらが今、経過措置中ということで、経過措置が終了するのが令和5年の12月ということになりますので、これ以降につきましては、知事許可に基づく操業に移行する必要があるということで、現在、手続きの方を進めさせていただいているところでございます。3の採捕状況でございます。こちらは直近の令和5年4月30日までの漁業の採捕状況についてまとめた資料でございます。採捕の期間でございますけれども、令和5年漁期までの間につきましては、2月20日から4月30日の間までで採捕を行ってございました。採捕の区域につきましては、下の図のとおりでございますけれども、まず、貞山運河ですけれども、七北田川から井土浦のまでの間の貞山運河及び井土浦、それから同じく貞山運河でございますけれども岩沼市内の運河、そして阿武隈川の河口、そして鳥の海、最後に一番右側の図でございますけれども、山元町内の各水域となっております。採捕従事者につきましては、年による変動はございますけれども、直近でいきますと令和5年漁期につきましては、213名の採捕従事者数となっております。採捕の数量につきましては、6ページのグラフを御覧いただきながらですけれども、上のグラフが宮城県の採捕の推移で、下の小さいグラフが全国のうなぎの稚魚の採捕量の推移となっております。全国の方を見ていただきますと御覧のとおりでございますけれども、一貫して減少して不漁が続いているという状況でございます。一方で宮城県につきましては、令和2年度に急増し、その後、比較的採捕量が多い状態が続いておりまして、直近の令和5年2月から4月までの採捕数量につきましては、前年度の2倍以上となる216.5kgという実績でございました。4の二ホンウナギの資源につきましては、割愛させていただきます。今回の諮問内容に係るところということで5の許可の概要というところでございます。(1)として、制限措置の内容でございます。漁業の種類については、うなぎ稚魚漁業で、操業区域につきましては、前年に許可処分した操業区域を基本として、公示の際に別途定めるということで、今回公示にあたりまして、お諮りしたいと考えております。今漁期につきましては、前年に許可したところと基本的に同じところをやるということで、公示をさせていただきたいと考えております。操業区域につきましては、先ほど図を御覧いただいたとおりでの操業区域で、前年同様の操業区域としたいと考えております。操業時期につきましては、水産庁の通達による採捕期間内で公示の際に別途定めるとしておりまして、水産庁から毎年通達の方が来るんですけれども、毎年概ね一緒に12月1日から4月30日が全国的なうなぎの採捕の期間となっております。その中で宮城県におきましても独自に公示の際に別途定めるということで、これにつきましては、事前に操業予定の漁協の支所さんにお聞きしまして、今年につきましては、2月1日から4月30日の間で漁業を営みたいということでしたので、公示の際には2月1日から4月30日ということで漁業の時期を公示させていただきたいと考えております。推進機関の馬力数については、定めはございません。次に、許可又は起業の認可をすべき漁業者の数でございますけれども、こちら公示の際に別途定めるということになっておりまして、こちらについては、去年まで実績のありましたところが、今年も操業予定ということでしたので、宮城県漁協さんの仙台支所、それから宮城県漁協さんの仙南支所(亘理)の方から操業の予定と聞いておりますので、それぞれ1ということで、公示枠については、今年

は2ということで公示させていただきたいと考えております。最後に漁業を営む者の資格でございます。こちらにつきましては、前回の委員会の時に御意見をいただいた部分でございます。前回の委員会の時にはこちらの記載につきましては、単に県内に所在する団体ということで記載しておりましたけれども、この部分について御意見をいただいておりますので、こちら少し記載を改めまして、他県での記載例も参考にさせていただきますまして、県内に所在する団体であり、かつ、採捕したうなぎ稚魚について適正な流通を行うと認められる団体ということで追記させていただきました。こちらの資格があるかどうかというところの確認につきましては、許可に申請していただく時に提出いただく操業計画書というものがございますので、そちらで適正な流通ができるかどうかというところを確認の上、許可の手続きを進めてまいりたいと考えております。続きまして、許可の概要の(2)として使用する漁具の制限につきましては、すくい網、たも網、さで網、四手網となっております。それから(3)採捕従事者につきましては、暴力団等に該当しないなどの適格性を確認した上で、県に届け出させていただくこととなります。最後、従事者数につきましても、基本的には前年に許可を受けた範囲内の人数でお願いしたいと考えております。7ページ目になります。(4)許可の有効期間につきましては、1年ということでお願いしたいと思っております。それから許可にあたりましては、(5)許可の条件ということで、以下の①から⑥の諸条件について定めております。(6)許可の基準でございますけれども、こちらが諮問する内容の2つ目のところでございますけれども、許可にあたりまして、公示後に申請があった数が、公示枠は今回2でお願いしたいと思っておりますけれども、この2を超えて申請があった場合ですけれども、この場合には許可の基準というものを定めまして、その中で優先順位を決めて、その優先順位に従って許可するものを定めたいと考えております。この優先順位につきましては、1番と2番ということで定めるということで、優先順位1につきましては、前年にその採捕の方を適正に行った実績がある団体。そして、優先順位2としては、過去に適正に採捕を行った実績がある団体ということで、前年に実績がある団体が1位で、前年にはないけれども過去にあるという団体が2位となります。その下が許可申請時の手続きのフローとなっております。まず、今回委員会でお諮りしました内容でよろしければ、その内容で制限措置の公示を県でいたしまして、それに対しまして申請が上がってくると、申請が上がってきたものに関して適格性等の確認をいたしまして、許可に進むというふうになります。この際にもし許可を超えるような申請があれば、先ほど申し上げました許可の基準に基づいて優先順位を決めまして、優先順位の若い方から許可をする流れになります。7の今年度の許可発給までのスケジュールでございますけれども、本日10月10日の内水面委員会に諮問させていただきまして、12月以降に制限措置の公示をいたします。2月からの漁期に間に合うように1月に許可の発給という流れで進めていければと考えております。資料の方をめぐっていただきまして、8ページは参考ということで、他県でのうなぎ稚魚漁業の知事許可化への移行に関するデータとなっております。

9ページ以降はうなぎ稚魚漁業の許可処分取扱方針、それから取扱要領、それに付随します様式について参考ということで付けさせていただきました。全部は説明いたしません。12ページをおめぐりいただきたいと思います。12ページでございますけれども、これが制限措置の中で漁業を営む者の資格のところ適正に流通をする団体であ

るかどうかというところを記載しており、そちらにつきましては、許可申請の時に提出いただきますこの操業計画書に記載した内容をこちらで見させていただきます、審査の方をしたいと思いますと考えております。

資料の方、2ページにお戻りください。2ページが制限措置の今回公示する案の内容となっております。1の許可又は起業の認可をすべき漁業者の数及びその他の制限措置ということでございまして、操業区域につきましては、下の①から⑩の区域を2つに分けて、公示の方をさせていただきますと考えております。①と②につきましては、①が井土浦、それから②が貞山運河ですけれども、井土浦と七北田川の間の貞山運河、こちらを1つのまとまりとして、それから、③から⑩の区域がこちらは③が阿武隈川の河口とそれから貞山運河の岩沼市内の区域、④が鳥の海、そして⑤から⑩が山元町内の各水域となっております。これを1つのまとまりとして操業区域を2つに分けて公示の方を考えております。漁業の時期につきましては、令和6年2月1日から令和6年4月30日まで、そして公示枠、漁業許可とすべき漁業者等の数でございますけれども、こちらはそれぞれの区域ごとに1で公示の方を考えております。漁業を営む者の資格につきましては、先ほど申し上げたとおりとなっております。2の許可又は起業の認可を申請すべき期間につきましては、令和5年12月18日から令和6年1月18日までとしております。

次の3ページでございますけれども、こちらも諮問の内容の2つ目ということで、漁業の許可の基準の案となっております。内容につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりで、優先順位1として前年に実績を有するもの、優先順位2として過去に適正に操業した実績を有するものとしております。

以上で説明の方終了させていただきます。

審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○小野寺会長

県からの説明が終わりましたので審議に入ります。

御意見、御質問ございますか。

#### ○高橋清孝委員

非常に丁寧に対応していただき、綿密に案を作っていただき、非常に感謝します。御説明の中で他県の例を参考にしたということが言われていましたけれども、他県でかなり反社会的な勢力が入り込んで、それに困っているところもあると思うんですが、そういった事例などを参考にされたということでよろしいのでしょうか。

#### ○水産業振興課 永木技術主任主査

他県でも、今回初めて知事許可に移行するという、先行して進んでいるところもありますけれども、やはり、宮城県同様に制限措置の中ではなかなか細かく制限することはできないんですけれども、密漁とか反社会的な勢力の参入というところを防ぎたいということで、いろいろ苦慮しているというところで、こういうような記載があるところがあったということで、そちらを参考にさせていただきます。

○高橋清孝委員

はい、分かりました。

○小野寺会長

他に、どうぞ。

○高橋計介委員

説明どうもありがとうございました。採捕従事者数が5ページのところの表にずっと経年変化が出ているんですが、これと船舶の数というものの関係というのはどんなふうになるんですか。操業する船舶の事を問題にしているページというか、項目もあるんですね。だから、この従事者というのが、例えば、1人1船舶みたいになっているのかとか、そこら辺のところを教えてください。

○水産業振興課 永木技術主任主査

船舶につきましては、今回うなぎ稚魚漁業では使用しないということなので、あくまでこちらを採捕従事者の数というふうになります。

○高橋計介委員

だとすると、許可基準の案の船舶等というふうに書いている部分というのは何を意味するんですか。

○水産業振興課 永木技術主任主査

申し訳ございません。今回の場合は、船舶等の中に、漁業者の数を含むというか、団体の数になりますけれども、船舶等の中に船舶あるいは漁業者の数ということで含んでおります。

○高橋計介委員

はい、どうもありがとうございます。

○小野寺会長

他にございませんか。

もしなければ、「うなぎ稚魚漁業の制限措置及び許可の基準（案）について」は、県から諮問のあったとおり、原案どおりで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし

○小野寺会長

ありがとうございます。よって、異議なしと認め、令和5年10月2日付け水振第548号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申す

ることとします。

## 【審議事項 2】

### ○小野寺会長

続いて、審議事項（2）「コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示（案）について」を上程いたします。事務局から説明願います。

### ○事務局 永木技術主任主査

続きまして、資料2を御覧ください。資料2めぐりまして1ページから御覧ください。

コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示について説明する資料でございます。1の経過でございますけれども、コイヘルペスウイルス病につきましては、平成15年に国内で初めて発生が確認されまして、現在に至るまで継続的に発生が確認されている状況でございます。宮城県におきましても、平成16年の6月にこの委員会指示の方を発動いたしておりますけれども、平成16年の6月に県内で初めての発生が確認されて、それ以降、平成19年までの間は毎年発生が確認されておりました。平成19年以降は長らく発生が確認されておりましたけれども、平成27年には8年ぶりでございますけれども発生が確認されております。2の委員会指示について、この委員会指示につきましては、県内のコイヘルペスウイルス病まん延防止を図ることを目的にいたしまして、持ち出し、移植、放流の制限を行うという内容になっております。平成16年の初めての発動以降、毎年、1年ごとに更新しながら、毎年継続して発動しております。コイヘルペスウイルス病に関しましては、全国的には減少傾向ではありますが、依然として宮城県の近くでもですね、山形とか秋田では去年も発生しておりました、県内では現在のところ、まだ発生していない水系もございますので、事務局としては令和5年度も継続的に委員会指示の方を発動したいと考えているところでございます。3の委員会指示の内容につきましては、次の2ページ以降から御説明申し上げますけれども、変更点といたしまして指示する期間の変更ということで、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間への変更と考えております。

2ページを御覧ください。2ページが委員会指示の内容の新旧対照表となっております。左側が新で、右側が旧でございます。変更箇所につきまして下線で示したところがございます。1の指示の内容としましては、4つございます。まず、1つ目が持ち出しの禁止ということで、県内の公共用水面、それから、これと接続一体を成すような水面において、こいがコイヘルペスウイルス病にかかった時は、この水域においてはこいを持ち出してはならないとしております。2つ目としては、移植の制限ということでコイヘルペスウイルス病にかかっている疑いがあると認められる場合には、当該水域からこいを移植してはならないとなっております。そして、3つ目として放流の制限ということでこいを増殖等の目的で放流しようとする時は、以下の全ての要件に該当していることを確認しなければいけないということで、(1)として汚染水域由来でないこと、そして、(2)として汚染水由来のこいと水を介して接点がないこと、(3)としてPCR検査で陰性が確認されたこい群であること、この3つの要件全てに該当することが要件となっております。3ページは、指示の内容の4つ目として、適用除外の規定が設けられております。上の1から3までの指示につきまして内水面委員会が特に必要と認め

る時は、適用しないという適用除外の項目でございます。2の指示をする期間でございますけれども、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに変更となります。3の指示をする区域につきましては、これまでと同様に県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す県内の水面となります。

続きまして、4ページは、変更後の全文となっております。

続きまして、5ページでございますけれども、指示の内容の4つ目にありました適用除外についてでございますけれども、適用除外を受けようという場合には、この承認手続要綱に従って申請いただくということで、こちらに掲載させていただきました。適用除外を受けるという場合には、申請を出していただいて、事務局で審議するかどうかというところを判断の上、必要の場合は委員会にお諮りするということになりまして、委員会から承認が得られればこの適用除外が適用されることとなります。6ページにその委員会で承認する場合の基準等についてということで記載をしております。めくっていただきまして、6ページでございますけれども、承認につきましては、あくまでも委員会の判断にはなりますけれども、事務局として委員会に諮る目安としての基準を定めておくものとして掲載しております。適用除外の承認につきましては、以下の①から④までの全てを満たすということで、やむを得ない理由がある場合、PCR検査で陰性であること、同じ水域内での持ち出し、移植であること、4つ目としてコイヘルペス病が他にまん延するおそれがない手法が取られていること、この4つを条件に考えております。

続きまして、7ページが委員会指示の内容を示すイメージ図ということになります。こちらでも毎年お諮りする時にお示ししておりますけれども、県内の水系をA、B、Cということで、模式的に3つに分けてお示ししております。水系のA、左側ですけれども、水系のAにつきましては、こちらはコイヘルペスウイルス病が確認された水域ということで、持ち出しが全て禁止ということで×印が付けられております。上の水系Bにつきましては、疑いがある水面ということで、こちらにつきましては、委員会指示の内容の2つ目の移植の制限というところに係りますので基本的には×になりますけれども、持ち出しにつきましては、一部○印が付いているというところでございます。それから水系Cにつきましては、確認されていない水域につきましては、移植放流について基本的に問題はございませんけれども、指示の内容にありました要件を全て満たしている必要があるというような内容の図となっております。

続いて、8ページ、9ページは参考といたしまして、現在までのコイヘルペスウイルス病の発生状況について、説明する資料でございます。8ページにつきましては、県内での発生状況の推移ということで、平成16年に初めての発生確認から現在までの状況についてまとめている資料でございます。直近が平成27年の発生ということになっておりまして、ここ数年は発生が確認されておりません。続きまして、9ページは、全国の発生状況について農林水産省の方でまとめている資料でございます。平成15年から令和4年までの発生件数について養殖場と天然水域等に分けて書かれておりまして、左から2番目の列のところに全国での発生の合計件数が記載されております。見ていただきますと、一貫して減少傾向ではありますけれども、令和4年の合計は13件ということで、去年より若干増えているという状況でございます。それから令和5年につきましては、1番下に記載しておりますけれども、令和5年の1月から9月の発生状況ということで、全国では合計9件が9月現在までのところで確認されているところでござい

ます。中には山形県の4件であるとか近隣での都道府県での発生も未だにあるという状況でございます。

最後の資料の方は国で作っておりますコイヘルペスウイルス病の防疫指針というものを参考資料として付けさせていただきました。

説明につきましては、以上でございます。

○小野寺会長

ありがとうございました。

御質問、御意見ございますか。

○菅原元（はじめ）委員

こいではないんですが、養殖業者ということで、移動禁止ということになれば、養殖場の魚は一切どこにも加工も含めて出せないということになるんでしょうか。

○事務局 永木技術主任主査

7ページの図を御覧いただきたいんですけども、養殖場につきましては、水系と水一体になっているかどうかということも関係してくるかとは思んですけども。

○菅原元（はじめ）委員

こいの場合はため池というか閉鎖系みたいな、河川から水を取るとか、それから流水型のもありますけども、全く水が入ってこないとダメなわけなんで、当然排水もあると思うんですけど、そうすると自分のところに発生すれば、それはどこにも持ち出していけないことになったら、どうすればいいのかというふうになりますよね。加工したものなら、加熱したものはいいから加工しろと言うんだったら、一つの方法ですけど、普通は活魚で流通しますんで。であれば、どこにも出せないということになると業者としてはかなりきついことになります。ですから、発生した時には鳥とかはどういう補償していくか分かんないけど、もし本当に出て、動かしちゃいけないのなら処分しろということなんですか。処分しないで置いとけというのは、死ぬのを待つのか、それとも勝手に処分しろということなのかと、その辺が出てくるんですけども。処分しろという強制があるんであれば、補償という問題が出てくると思うんですけど、その辺はあるんですかね。もう俺はいつも不思議に思うんですけども、魚に関してはね、鳥とかは分かりませんが、魚に関しては何かあっても補償は全くないので、じゃあこういうことで移動は駄目ですよと言った場合には、販売しても駄目ということになりますので、であればどうすればいいんですか。勝手に自分の判断で処分して捨てなさいということなのか。その辺の何か決まりみたいな若しくは例みたいのはあるんでしょうかね。

○水産業基盤整備課 佐藤技術副参事兼総括課長補佐

今、手元に詳しい資料はないので正確なところにはお答えでき兼ねますが、このコイヘルペスウイルス症につきましては、持続的養殖生産確保法に基づく、特定疾病でありますので、養魚場に対する移動制限とかですね。多分その後は焼却処分とかになるわけなんですけども、それに対する補償というんですかね。正式なところ、資料はないんで

すけども、そういう制度はありますので、後ほどその辺の詳しいこと分かりましたら御説明させていただきます。

○小野寺会長

よろしいですか。

○菅原元（はじめ）委員

うちはマス類なので魚種が違うので、多分同じようなものが病気として、そういうのが出た場合にいろんな特定疾病で危ないやつはありますけど、日本にないやつとか、この機会に教えていただければありがたいなと思います。

○小野寺会長

よろしくをお願いします。

どうぞ。

○高橋計介委員

今の話にあったように、今後海外から新しい病気が入って、多分それは個別対応になると思います。その病気がどういう位置付けになるかなので。このコイヘルペスウイルスが入った時も、結局は霞ヶ浦で全量処分しろみたいになったわけですね。その補償のことは僕も分からないんですけど、だから当然、同等に危険だという病気が来た場合には、同じような指定を受けることがあれば、多分全量処分しろというような話とかになっていくだろうと思いますね。

○菅原元（はじめ）委員

ありがとうございます。

大きい事例もありますけども、今のところは防護防衛体制がいいから入ってないということですけども。

○高橋計介委員

そういうことだと思います。

7ページの図に関連してなんですけども、7ページの図と8ページの方の過去の発生のやつですが、宮城県の場合、今、鳴瀬吉田川水系だけですよね。発生してないというのは。それで他のところというのは、もう過去の発生事例がありますね。この過去の発生事例があった場合というのは、ずっと7ページの図の方で、水系Aの扱いなのか、水系Bのところか疑いと書いてあるじゃないですか。例えば、発生からの年数の経過が長いところあるいは検査がまだ確定してないから疑いなのか、よく分からないところがあって、もし一度でも発生していたらという話であれば、宮城は水系Aと水系Cしかないという解釈でいいんですかね。つまり、水系で言った場合にはBはないですよね、Bはもう鳴瀬吉田川水系以外で事例は出ているわけなので。今回のこの指示に文句を言うつもりは何もないですけども、宮城の場合であればこうだよというようなことが明確であれば、それを教えてもらえたらそれ嬉しいなと思うということです。

○事務局 永木技術主任主査

仰っていただいたとおり、鳴瀬吉田川水系とあと三陸水系というところも白の未発生水域になっておりますけれども、こちらにつきましては、発生していない水域ということで水系Cに当たるのかなと思います。ピンク色に着色しているその他の水系につきましては、発生が確認された水域ということで、この図でいけばAになるのかなと思います。

○小野寺会長

そうなると、疑いがある水系Bというのは、具体的にどのようになると水系Bになるのかという話はないですか。

○水産業振興課 芳賀技術補佐

水系Bの疑いなんですけど、どうしても確定診断されるまでの間に多少の時間がありますのでその間において適用されるものということで、今現在は、AとCだけになります。斃死が発生した場合にはというような形の使い分けになります。

○小野寺会長

例えば、こいの死骸が浮いて検査するまでの間とか疑いがありますから、慎重にというそういう話でいいんですか。

○水産業振興課 芳賀技術補佐

はい。

○小野寺会長

分かりました。ありがとうございました。  
他にございませんか。

○水産業基盤整備課 佐藤技術副参事兼総括課長補佐

先ほど御説明質問ありました水系Aでのコイヘルペスウイルス確認から水系Cの確認なしへの移行というのは、まだ水産庁の方から基準が示されていないはずですので、今後確認していきますのでよろしくお願いします。

○小野寺会長

他にございますか。  
なければ、原案どおり発動することに決定いたしますが、よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし

○小野寺会長

この委員会指示は何月に出す予定ですか。

○事務局 永木技術主任主査

発動の期間が4月1日から3月31日ということになりますので、それに間に合うようにということで出したいと思います。委員会のスケジュールの関係で今回早め諮問になっておりますけれども。

○小野寺会長

分かりました。

— — — — 審 議 事 項 終 了 — — — —

【報 告 事 項 1】

○小野寺会長

次に報告事項に入ります。

報告事項(1)「全国内水面漁場管理委員会連合会令和6年度中央省庁提案項目及びアンケート調査について」を上程いたします。事務局から御説明いただきます。

○事務局 阿部主事

始めに1ページを御覧ください。9月8日付けで全国内水面漁場管理委員会連合会から各会員宛に提案項目及びアンケート調査についての依頼文書になります。

続きまして、2ページを御覧ください。2ページにつきましては、東日本ブロック協議会の幹事県である栃木県より提案項目に係るアンケート調査の依頼文になります。こちらのアンケートの提出期限が9月26日までとなっております。前回の8月の委員会で御相談させていただいたとおり、委員会での審議に間に合わなかったため、会長に了解を得た上で事務局にて作成したアンケートを既に幹事県である栃木県の方に提出しておりますので、提出しましたアンケートの内容についてこのあと御報告いたします。

続きまして、3ページには取りまとめのスケジュールを添付しております。中央省庁の提案項目は例年、全国内水面漁場管理委員会連合会から中央省庁に関する提案活動を行っております。令和6年度の提案項目を取りまとめるため、各都道府県の各内水面漁場管理委員会より提出されました項目を東日本ブロック協議会、全国内水面漁場管理委員会連合会での協議を経まして最終的な提案書として取りまとめる運びとなっております。こちらにつきましても、会長と協議させていただき、当県からの意見はなしとして提出してございます。しかし、岩手県と千葉県の方から令和6年の提案項目案に対して意見がありまして、東日本ブロック各都道県に岩手県と千葉県の意見に対する照会がございましたので、こちらでも会長と協議させていただき、既に回答の方はしております。こちらにつきましても、このあと御報告いたします。

続きまして、5ページを御覧ください。こちらが令和5年度の東日本ブロック協議会の開催要領となっております。今年は令和元年度以来の現地開催となっております。こちらの協議会の方には、会長及び事務局からの2名で参加させていただきたいと考えてございます。

続きまして、今回の資料の方が3種類あったので、そちらの御説明をさせていただきたいと思います。お手元の資料3-①で説明させていただいておりましたが、こちらが

事前に委員の方々に送付させていただいたアンケートの調査結果と令和6年の提案項目の素案、そして33ページとあります資料はこちらが先ほど御説明させていただいた岩手県と千葉県の意見に対する宮城県の回答内容となっております。また、資料3-②といたしまして、令和5年度の提案行動結果をまとめた資料となっております。

最初に資料3-①のアンケート調査の御説明させていただきますので、7ページを御覧ください。こちらのアンケートの趣旨といたしましては、例年どおり各ブロック協議会で検討するにあたりまして、各都道府県の状況を把握した上で議論することが実効的であるとのことから実施されております。調査項目につきましては、例年どおりとなっております。また、回答内容につきましては、毎年度、各内水面漁協さんに行わせていただいたヒアリング内容を基に、事務局で回答案を作成いたしまして、先ほど申し上げましたとおり会長と協議いたしました上、回答しておりますので、その内容について御報告差し上げます。1の外來生物につきましては、①外來生物による被害報告があった共同漁業権数は本県で第1種及び第5種共同漁業権合わせて29件ございまして、そのうちの9件で外來生物による被害があるという報告がございました。内訳といたしましては、オオクチバス8件、コクチバス6件、ブルーギル9件などとなっております。続きまして、8ページを御覧ください。②につきましては、県内で行われている外來生物対策について表にて記載しております。特別採捕許可を取得して対策に取り組んでいる内容となっておりまして、こちらは昨年度と同様の内容となっております。③につきましては、3年ごとに指示しておりますバス属などの再放流禁止に係る委員会指示を記載しております。④につきましては、令和4年6月1日以降に行った外來生物に関する新たな取組みは特段ありませんでしたので、特になしで記載しております。続きまして、9ページの2魚病について御覧ください。①アユ冷水病、エドワジエラ・イクタルリ症、異形細胞性鰓病、コイヘルペスウイルスの発生状況については、令和2年から令和4年の3年間、直近では発生は確認されておりませんので、全て0件として報告しております。②のコイヘルペスウイルスの対策に関して新たな取組みとして実施していることについてですが、こちらに関しましては特になしということで記載しております。続きまして、10ページの3鳥類による食害対策について御覧ください。①ではカワウの生息数と被害額について記載しております。県自然保護課の方でカワウの生息数について調査をしておりますので、その内容を記載しております。また、被害金額については、内水面水産試験場で被害金額を算出していることからそちらを記載しております。続きまして、11ページを御覧ください。②カワウ対策について駆除又は追払いの実施につきましては、令和2年から令和4年まで水産庁の補助事業などを活用しまして、追払いや銃器捕獲を行っていますので、その内容を記載しております。③駆除、追払いを実施している場合の成果につきましては、B、C、Dに該当いたしますので、そちらに枠囲いしております。④カワウ広域協議会については、宮城県では東北カワウ広域協議会に参加していますので、Aを枠囲いしております。続きまして、12ページを御覧ください。⑤鳥類による食害全般の被害報告があった共同漁業権の件数について記載しております。当県では、第1種及び第5種共同漁業権の29件のうち22件で被害報告がございました。内訳といたしましては、カワウが21件、サギ類が19件、カモ類1件となっております。⑥の鳥類被害の防止について、他の業界と協力して行なっている事例につきましては、県の自然保護課で生息実態把握を行っていることを記載しております。

続きまして、13ページ、4漁場環境の保全及び啓発について御覧ください。①河川流域の生態系、森林、水質等の問題となっている事例については、こちらにつきましては、K以外の全ての項目に該当及び自由記載にも記載しているところでございます。②ダム、魚道などの河川工作物等で問題となっている事例につきましては、A、B、C、Dに該当していきまして、Fには枠囲いしておりませんでした。Fの自由記載にも記載させていただいております。続きまして、14ページを御覧ください。14ページにつきましては、5うなぎの資源回復についての記載となっております。①うなぎが漁業権魚種として設定されている漁業権免許件数につきましては、全漁業権29件のうち12件で免許となっております。②の平成24年以降でシラスウナギの採捕数量や価格の高騰に伴い、漁協が増殖指示量を達成できなかった事例につきましては、県内ですと種苗の高騰や震災の影響によりまして、平成25年度まで11件で未実施だったのですが、その後は徐々に放流などの増殖行為を再開しているところでございます。③につきましては、②で「あり」を選択した場合、今後もシラスウナギの採捕量が安定せず増殖し、指示量を達成できない状況が続いた場合の対応につきまして、Aの増殖指示を変更する予定はないということで記載してございます。続きまして、15ページ、④下りうなぎの保護に関しての対策につきましては、Cの今後何らかの対策を検討していることということで、枠囲いしております。⑤の対策につきましては、昨年度と同様の記述となりますが、うなぎは本県の内水面の漁業における主要水産魚種とはなっておりませんが、資源の採捕実態の把握につきましては、現在調査を進めているところでございまして、今後、各関係団体と調整の上、実効性のある資源管理方策を検討することとしてございます。⑥、⑦につきましては、特にありませんので、記載してございません。続きまして、16ページの6のその他につきましても、記載してございませんので、以上がこちらアンケートの調査になってございます。こちらの内容で栃木県の方には既に提出のほう済んでいるものとなっております。

続きまして、提案項目の説明をさせていただきたいと思っております。17ページを御覧ください。こちら提案項目の作成にあたっての考え方でございます。提案項目につきましては、内容が膨大になることにより、提案の趣旨がぼやけ、実効性に欠けるおそれがあるため毎年見直しを行っていきまして、令和5年度は31項目となっております。内容といたしましては、昨年と同様となっておりますが、1内容を精査するとともに冗長な文章としない。2個別の事案は盛り込まない。3提案した結果に対する評価を行う。といったものが示されてございます。19ページから令和6年度の提案項目案の内容となっておりますので、20ページの詳細について御説明させていただきます。令和6年度の提案項目の概要となりまして、項目といたしましては、大項目7項目、個別の項目として26項目となっております。資料の見方につきましては、半分より左側に令和5年度の提案項目の趣旨、内容、それに対して各関係省庁からの回答が記載されてございます。そして、右側に令和6年度の中央省庁提案項目の素案の方向性が記載されております。また、令和5年度の中央省庁提案項目の下線部につきましては、令和6年度の提案項目の際に、追記及び修正した箇所が下線部引いてある箇所となっております。こちらの資料につきましても、事前に委員さんの方に送付させていただいたものとなりますので、変更修正のあった箇所をいくつか御紹介させていただきたいと思っております。最初にI外来魚対策につきましては、大項目の文章を整理いたしますとともに、小項目1

と小項目3を統合し、外来魚の生息状況被害などの把握、効果的な駆除技術等の開発に努めるとともに、それらを柔軟に活用できる予算の確保拡充を図るように、文章の方は整理修正されております。続きまして、21ページを御覧ください。21ページにつきましては、小項目4と小項目5を統合しまして、漁業権未設定ダムなどで管理者が駆除などの生態系の保全に取り組むように促すことなどと文章が修正されてございます。続きまして、22ページのⅡ鳥類による食害対策について御覧ください。こちらは昨年度ですと大項目3だったのですが、食害対策に関する事項のため、外来魚対策の次の番号に変更されてございます。大項目に関しましては、提案内容と重複する部分の文章が一部修正されております。また、小項目につきましては、小項目1でカワウ対策の現状を踏まえ、文章の方は整理されております。小項目2につきましては、カモ類について被害状況が不明のため、サギ類等という表現に修正されてございます。続きまして、23ページを御覧ください。こちらはⅢ魚病対策について記載されているページになりますが、こちらは鳥類による食害対策が大項目2になったことにより、大項目3に変更となっております。大項目につきましては、文章が整理されていますとともに、小項目の2の方では、コイヘルペスウイルスの発生から20年以上経過している現状を踏まえまして、速やかな対策を促すように文章の方は修正されてございます。続きまして、25ページⅣ河川湖沼環境について御覧ください。小項目1では小項目3の前段と統合し、河川湖沼の環境保全などのため、林業関係者に啓発を行うことなどと文章の方は整理されてございます。続きまして、26ページを御覧ください。26ページの方では小項目4と小項目1の部分を統合いたしまして、近年の大雨被害を鑑み、ハード事業整備の促進、漁協なども参加した水生生物の生息に適した川づくりを行うようにするなど文章の方は整理されております。小項目6の方では小項目3の部分と統合しまして、内水面漁業の魅力や自然環境保全の重要性などを啓発すること、様々な人が川に親しみを持てるように対策を講じることなどと文章の方は整理されてございます。続きまして、27ページの方になりますが、小項目7と小項目8につきましては、先ほど説明申し上げましたとおり、岩手県の方から一部文言の修正がございまして、こちらは詳しい内容につきましては、後ほど御説明させていただきたいと思っております。続きまして、28ページのⅤ放射性物質による汚染対策について御覧ください。こちらにつきましても岩手県と千葉県の方から意見があった部分につきましては、太字の二重線になっている箇所が該当部分になるのですが、後ほど詳しく御説明させていただきたいと思っております。放射性物質の方だったのですが、大項目では直近の状況を踏まえた文章の方に修正されております。続きまして、29ページ及び30ページにつきましては、Ⅵうなぎの資源回復について記載ありますが、こちらにつきましても令和5年度と同文となっております。31ページのⅦ内水面漁場管理委員会の制度に関する提案項目につきましても、令和5年度と同文となっております。以上が令和6年度の提案項目案になりまして、宮城県としてはこちらの意見に対し、意見なしとして回答はしていたところでしたが、33ページ以降につけていました岩手県と千葉県の方からこちらの提案項目案に対して意見がございましたので、こちらにつきましても会長と相談の上、ブロック協議会の事務局には既に当県の意見を反映したものを提出しているところでございますので、こちらの内容につきましても御報告させていただきたいと思っております。33ページから35ページにつきましては、岩手県から文言の修正に関する意見の方ございまして、件名と提案

理由につきましては、記載のとおりとなっております。こちらに関しまして特段意見の方ございませんでしたので、意見なしとして提出しております。続きまして、36ページを御覧いただきたいのですが、岩手県の文言修正の意見につきましては、放射性物質による汚染対策について文言の修正ありまして、岩手県の文言修正案である「放射性物質による内水面漁業への影響は極めて小さいことについて周知するなど」と対策の一部として、そのような文言あったところではあるんですけども、当県の回答といたしまして、現在においても出荷制限が継続している魚種や地域があることを踏まえまして、文言を削除してはどうかということで意見の方提出しております。続きまして、37ページの千葉県の意見を御覧ください。こちらに関しましても提案項目案の放射性物質による対策についての大項目の中で、ALPS処理水に関する記述があったのですが、千葉県の提案理由に同意しまして、当該記述は削除すべきではないかということで、回答させていただきます。以上が岩手県及び千葉県の意見に対する当県の回答内容となっております。

続きまして、資料3-②につきまして、お手元に準備願いたいのですが、こちらに関しましては、事前に委員の方々に送付させていただいた資料に同じ記載あるため、参考資料として後ほど御確認いただきたい資料となっております。

以上が報告事項(1)の「全国内水面漁場管理委員会連合会令和6年度中央省庁提案項目及びアンケート調査について」の御説明となります。

よろしく願いいたします。

#### ○小野寺会長

事務局からの説明が終わりましたので御意見、御質問がありましたらお願いします。

#### ○高橋計介委員

ありがとうございました。最初の形といいますか、大元の形は見せていただいた部分もあるということであるんですけど、34ページの岩手県の修正案に関してなんですけど、岩手県の内容が云々というのではなくて、何を対象に指しているかが分からなくて、これ大元にも天然遡上あゆについてあるんですけど、考え方としては、資源の不安定さもあるし、効果的な増殖や資源管理のための技術開発を行ってくださいということを国に対して求めていくということだと思ってしまうんですけども、増殖とか資源管理というものの部分というのは、どこの部分を指しているかと言いたいんです。つまり、天然遡上あゆというのは、河川に入ってしまうと内水面のものだと思うけれど、元々増殖するかどうかというのは、海が大きく関わっていますよね。だから、川で生まれて降下して次の年に遡上するまで資源の増減というのは川に入ってから増えたりするというものじゃないと思うんですよ。だから、管理をすとかというのは、どこの部分まで内水面が関与しようと思っているのか、あるいは海は全く考えないで上がってきたものを大事にたくさん死んだりしないように管理して川で大きくなってもらうというところの部分がここで記載している資源管理とかということなのか、対象部分が曖昧な感じがして、元々、この天然遡上あゆについて考えていたのかがよく分からない。余計なこと書かれたりするほど分からなくなったというのが感想です。だから、これは別にどうこうしてほしいではないですけど。毎年、文言いじっている部分があるじゃないですか。そうすると、

焦点がボケてきているようなところが、いくつかあるような気がします。今後の対応でその辺のところはお考えいただければなというか、この連合会としてお考えいただければなと思います。

すいません。これは回答を求めるとかではなくて、意見というか、感想を述べただけです。

○小野寺会長

確かに厳密に考えると天然遡上あゆに関与できる技術とはなんだというのがまず大前提ありますよね。

○高橋計介委員

何をしたらいいのか分からないことを言っているようにしか見えないんですよ。

○小野寺会長

堰の作り方とかね。天然遡上が行き来できるような優れた堰にするとかというように、強引に言えば、そういうことも含めるのかということかなと思いますけれども。

私も検討委員やったことあるんですけど、難しいんですよ。要するに1つの流れはとにかく羅列的にいっぱい書くと偉いみたいな発想があって、すごく冗長になって、こんなもので読んでもらえないみたいなものもあるし、短くすると誤解されるという。すごく難しいんですが、とにかく、検討委員会ではいつもできるだけ簡潔に分かりやすく、短く言えればいいですね。すごく難しいんですが、やっぱり簡潔にすると分かんなくなってくる部分もないわけではないという、なかなか難しいんですが、ただ、検討委員会ですら実際に行って、省庁と口頭で話すのであまり間違いも起きないということがあるので、他にございませんか。

○千葉会長代理

この際ですから、私も一言申し上げたいと思いますけれども、提案項目の22ページあるいはアンケートの12ページの方にあります鳥類の被害関係について私、1つ申し上げたいと思います。サギ類やカモ類による食害でありますけれども、今クローズアップされているのはカワウで、カワウに関する記述がかなり多くなっておりますけれども、サギの被害もかなり多いように見ております。実は私どもの地域でも、いわなの養殖業者さんがおりますけれども、朝6時過ぎになると、その生簀の周りに何10羽と住んでいるんですよ。車で通りますと、かなり飛び上がってテグスなど張っておりますけれども、かなり賢いというか、その中で掻い潜って飛び去ってしまうということです。ここに掲げてあります被害状況なんですけど、実はサギ類は保護鳥になっておるはずであります。ですので、なかなかその対策として、どれだけ食べられているのか等々につきましては、把握しかねているのは実情だと思っております。何らかの期間の中で被害的な数字的なものがあればその辺も含めて今後お願いします。また、うちの方に来ておりますのはシラサギらしきサギでありますので、その辺についてもかなりの被害が出てるんじゃないかなというふうに思っております。

それから提案項目22ページの中で、農水省の方で回答の中でありますけれども、い

ろんな対策の中でドローンを活用してと掲げておりますけれども、私も実は農業用のドローンは3機ほど持っておりますけれども、ドローンを操縦して巢にドライアイスを投入するということになりますと、かなりの熟練した操縦士じゃないと無理ではないかなと思っております。それから、ドローンそのものも、こういう作業するドローンでありますと、金額的にも結構な金額じゃないかなと思っておりますので、農水省あたりでそういうものに対する補助事業とかあるのかどうか、絵に描いた餅にならないためにもですね、テグス程度であれば一般の方々にも対策にはできるかと思っておりますけれども、その辺についても確認しておきたいなと思っております。農水省では補助関係で1.4億円等々掲げておりますけれども、果たしてこういうドローンとか、あるいはそういう技術の教育などにも携わっていけるのかどうか、それについてもどうなのかなというような思いで、お話し申し上げますけれども、いろんな面でかなりの内水面関係については、近年、環境等々にも問題あるのかなと思いはしますけれども、かなりのサギあるいはカワウ等々についての被害が大きいと思っております。

そういうことでよろしくお願ひしたいなと、何かあればよろしくお願ひしたいと思ひます。

○小野寺会長

何か県の方で御意見ございますか。

○水産業振興課 阿部課長

今、千葉会長代理からお話のあった水産庁の補助事業の関係でございますけれども、今の手持ちの資料持合わせしてございませんので、サギへの対策も含めてですね、水産庁サイドの補助事業メインであるかどうか調べた上で次回御説明したいと思います。

○小野寺会長

よろしいですか。

○千葉会長代理

はい。

○菅原元（はじめ）委員

私、養殖業者なんでイワナとマスを作っていて、間違いなく大変な被害です。稚魚にいたってはカワセミですね、綺麗なんですけども、緑色だったり赤だったり、カワセミは網掛けていても目の粗い網だと、黙っていると10羽ぐらい来るんですよ。今までの経験だと8万尾入れて1万尾しか残らない、黙っていると分からない、死んでないのいないというか。だから、自然はやっぱ餌場だと思っていますから、防ぐためには網を掛けるしかない、網に掛かったものはしょうがないという、こういう解釈ですけども、ただ、サギに関しては保護鳥になります。そうすると獲って処分していいのか、ただ、しなければ必ず来ます。それも6月の繁殖期から今頃は1番ピークかなと思ひます。昔は自分らで引掛かかったもの処分していいという話だったんですが、今、うるさいのでトラバサミとか販売されてないんですね、被害額というのは、サギを黙って餌を

食べさせると飛ぶ時、吐き出すぐらい食べます。大体2kgぐらい、大きいサギでアオサギそれからゴイサギと結構な量です。それが毎日来ます。カワウに関しても1池で150㎡の池に入れて30羽ずつ交代で入ります。隙間があっただけでポンと上がってくるので、毎日来ていました。カメラで時間を見ると同じ時間に入ってきます。どうしたかという、最初は20mから30mのキュウリ網みたいなんですけど、それを囲ってもその中から突っ込んでいく、1枚じゃ駄目なんでもう1枚掛けます。そうすると、何羽か掛かります。それを何回かやっているうちに来なくなったということなんですよね。ただ、こちらはあくまでも狭い範囲ですよね。せいぜい1,000㎡ぐらいの池で。ただ、河川に関しては、自然のものだからそこに網を掛けるにいかない。でも、被害は確実にあると、カワウに関しては、手間は大変だけど獲っていいはずなんです。ただ、ゴイサギとかアオサギに関しては、獲っちゃいけないんじゃないかという正確には分かりませんが、そうなるそれはやっていいんですかということ。その辺も曖昧だから助かっているという1つと。そうでないと自然の中の河川ではかなりの被害だと思いますよ。この数字じゃないと思います。だから、アユを放流したとたんにカワウが来て食べて釣れないという話も聞きますし、現実には魚を放流すると、どうしてもその周りにしばらくいますから、もういい餌となっていると思うんですよね。だから、獲っていいかどうかということが1つと、それから被害額が出たやつを正確には獲れないですけども、餌場みたいな感覚で相当やられていますけど、自然界の中では、例えば、放流したら釣果はいくらか、カワウとして何割ぐらいやられているんじゃないかという想定はできるということですよね。それに対する被害額というのは出した方がいいかなと思いますけどね。被害にならない方がいいんですけども、それをどこまで許可してもらえるのか、カワウだとエアライフル銃で撃てばいいと言われますけど、そんなのコロナ一が移ったら、また変わるので、皆さん同じ河川の組合ですから組合を守るためにはどうするかということだと思っで、まずは、被害は多分釣果とかあって分かると思いますけど、意外と多いと思います。養殖業者としてはかなり嚴重にやって、やっとなので自然界は相当やられていると思います。

○小野寺会長

そうですね。被害額が出てこないと具体的には動き出せないでしょうね。

○千葉会長代理

だけど被害額が調べようもないんですよ。いわゆるサギ類は保護鳥でありますから、その辺を考えると、捕獲して内容物を調べることもできないんですよ。今の法律の中では。ですから、私共考えられるのは、保護鳥であるんですが、場所によってはそこで捕獲してもいいですよというような、そういう制度を作ってもらえればと思いますよ。

○小野寺会長

実際に法令は知らないんですけども、大概そういう場合、法令には例外規定があって、研究のためとかだと獲ってもいいですよというのが、どこかに書いてあるんじゃないかとそういうこともあり得るんで、必ずしも全面的にダメかどうか。だから、研究する団体とか機関とか、というのもあると思いますね。

○菅原元（はしめ）委員

言っていることはものすごく分かるんですけど、別の団体から言わせると、我々天敵なんですよ。愛鳥会の連中から言わせたら、ものすごい天敵。私、堰堤の魚道があるところに昔テグス張ったんです。それに鳥が掛かると、市役所、県、いろんなところに電話かけてですね、それでなんだと。もう今は全然やっていません。対策は必ずそういう団体が出てきますんで。だから、先にそういうことも考えられたなら。

○千葉会長代理

考えてもね、被害があるものだからね。

○小野寺会長

それで1点聞きたいんですけど、私は前にシラサギと言ってもコサギなんですけどね。集団営巣を見たことがあるんですけど、数はすごいので、あれが1か所に行ったら、えらいことだろうとずいぶん昔のことですけど、思ったことがあります。だから、カワウのように集団営巣するんですね、被害が似たようなことになる可能性はあり得ると思っています。対策はやらないといけないんですかね。

○千葉会長代理

実は私共の近くの養殖業者さんの周りというのは山とか木があるんですよ、その木の上にシラサギ等々が群がっているんですよ、それがある時間帯になると降りてきて、その生簀でもって、どんどん食べているのは実態なんですよ。漁協としては、当然ながら放流事業やっています、いわな、やまめいろんな魚種に何百万という大金をつぎ込んで、そういう事業もやっておりますんで、それを考えますと何らかの私共の切実な声を受け止めていただいて、その辺の法的なことも含めて何らかの窓口を作っていただければ、狩猟者をお願いすることもできるんですよ。ただ、現在は保護鳥でありますと狩猟者は全く手を付けませんで、その辺も考えながら、その行政として対策を考えていただければなと思っています。以上です。

○小野寺会長

ありがとうございます。

他に御意見ございませんか。

○眞壁委員

確かにシラサギ、アオサギは増えてきているんだもんね。釜房ダムにも結構巣作っていっぱいいるんです。それである町会議員がシラサギの対策をとってもらえないかということで、議会に出しても、県の大河原地方振興事務所で駄目だということだね、やっぱり保護鳥だということ。今は夏とか雨季になってもカエルも少ないんだって、どじょうも1匹もないという話ですよ。だからなんとか法律的にね、野鳥の会も騒ぐけども、やっぱりある程度駆除してもらえるような法律を行政の方で作ってもらった方がいいんじゃないですか、よろしく申し上げます。以上です。

○小野寺会長

これは将来の課題ですね。明らかにね。

他に御意見ございませんか。

なければ、「全国内水面漁場管理委員会連合会令和6年度中央省庁提案項目及びアンケート調査について」はこれまでとします。

【報告事項2】

○小野寺会長

続いて、報告事項(2)「秋さけ令和4年度来遊状況及び令和5年度来遊予測について」を上程いたします。県から説明をお願いいたします。

○水産技術総合センター 白石研究員

私からはさけの令和4年度来遊状況、令和5年度来遊予測ということでお話しさせていただきます。

令和4年度宮城県来遊状況ということで実績でございます。来遊数は47千尾で、対前年比125%、そのうち沿岸漁数が32千尾で118%、河川捕獲数は15千尾で142%、金額は69百万円で84%、採卵成績が9,898千粒で103%であります。

宮城県の来遊数でございます。横軸に年度をとっておりまして、縦軸に来遊数千尾でとってございます。棒グラフの内訳は沿岸捕獲数青で緑が河川捕獲数です。2019年以降ですが、減少傾向が著しいものとなっております。

こちらは来遊数の地区別のものでございまして、左のグラフは先ほどのグラフと全く同じものの仕分けを変えてございます。北部がオレンジ、中部が水色、南部緑とこのようなことになっておりますで、こちらは同じものなのですが、来遊比率ということで横軸をとっておりまして、北中南部色分けは同じものでございます。近年、特に傾向ということもないのですが、一旦、中部の割合等が高くなっていたんですが、近年はそれほどということもないとあまり傾向が明らかではありません。

こちらは水揚金額と平均単価ということでございまして、横軸に年度、縦軸に水揚金額で、水揚金額の棒グラフでございまして、平均単価を合わせて折れ線グラフを赤マークで示してございます。平均単価の方は水揚金額自体は来遊数の減少に伴って減っていたんですが、このところ上がっておりますけれども、2020年度は前の年より若干下がっております。

宮城県の旬別沿岸漁獲数ということで、横軸に月と旬、9月上旬、9月中旬、1月中旬、1月下旬ととってございまして、沿岸漁獲数を縦軸に千尾、青の折れ線グラフが2020年の推移、オレンジが2021年度の推移で、赤のマークのついたものが2022年度の推移でございます。2022年度のピークは10月下旬から11月上旬となっております。こちらは同様に河川捕獲数の旬別推移です。横軸同じでございまして、縦軸は河川捕獲数をとっております。折れ線グラフの色分けは先ほどと同じでございまして、2022年度は赤でございまして、ピークが11月上旬となっております。

こちらは令和4年度来遊状況、全国のものでございまして、こちらに同県をとってございます。来遊数2022年度と2021年度、北からとってございますが、この中

で北海道は御存知のように最も多いのでございますが、日本海側の地区を中心に前年度より高いことになっております。他の県につきましては、概ね前年度の1.3倍というところが多いです。

令和4年度の河川捕獲魚の年齢組成ということで、水色が2年魚、赤が3年魚、緑が4年魚、青が5年魚、少ないですが6年魚も若干あります。4年魚の比率がとても高い割合となりました。こちらについては、河川捕獲数と沿岸捕獲数を合わせた来遊数の年齢組成ということで、初めの方のグラフと共通するものではございますが、横軸に年度、縦軸に来遊数で仕分けを年齢というもので変えたものでございます。3年魚がピンク色、4年が緑色、5年魚が水色でございます。2020年度以降、4年魚の比率がとても高いようなことになっております。こちらにつきましては、水産研究・開発機構、実際には北海道水研のデータだったりしますが、本州の太平洋におけるさけの年齢別来遊数ということでございます。来遊数の単位は万尾でございます、東北太平洋ということで、先ほど表にもあるんですけど、全国の来遊数自体が低水準になっておりまして、東北太平洋でも4年魚の比率が比較的高いようなことに近年になってきております。令和5年度、今年度の来遊予測ということでございまして、横軸に年度、縦軸に来遊数千尾でございます。棒グラフは実績値、実際の来遊数のグラフでございます、赤のマークの付いた折れ線グラフが来遊予測値の結果でございます。来遊予測値はシブリング法という方法で求めておりまして、今年度は29千尾ということで予測してございます。その中で19千尾から46千尾と幅がありまして、その範囲となる確率が約80%ということになっております。

こちらについては、さけ幼魚の餌料プランクトン動向調査ということで、今、センターで行っている調査についてなんですけど、動物プランクトンネットサンプル同定等業務継続中でございます。こちらは2023年度のものでございます。調査地点がこちらの黒丸の浅海定線というところ、センターで長年ポイントを決めて調査している地点でございます。この中のSt.4と6と11のところから同定しておるところでございます。ここでは、サンプルからさけ幼魚の餌となる冷水性のカイアシ類あるいは冷水性の端脚類も一部あるんですけど、そういうものがどれくらいいたのかを調べております。こちらのグラフは冷水性カイアシ類-1とあって、冷水性カイアシ類-2とあるんですけど、いずれもカイアシ類の中で大型のものでございます。見かけは違うんですけども、実は違う向きだけでございまして、実際にはほぼ同じような見た目でございます。髭の長さとか数とか微妙な差しか実際には存在しておりません。冷水性カイアシ類Neocalanus属はさけ幼魚の餌ということで、よく知られているものでございますが、これがSt.4の青の折れ線グラフでございます。青マークの折れ線グラフは牡鹿半島北側の地点、赤マークの折れ線グラフは6の地点、金華山のところです。黄色のマークは仙台湾側11です。St.3、4、5とさけがちょうど沿岸を回っている時期にあたるものなんですけども、St.4で1曳網あたり1,500程度ということであると、St.6の地点で4月に捕れております。St.11は残念ながらないということです。こちらはEucalanus属のプランクトンで同じように捕っておりまして、St.4牡鹿半島北側のところでも4月を中心に捕れております。こちらは冷水性の端脚類で和名でニホンウミノミとなるんですけども、ヨコエビの仲間です。これもさけの餌としてよく知られておりまして、プランクトン生活をするヨコエビでやや大型のものになります。St.6の

牡鹿半島のところで1月に取れております。こちらはPseudocalanus属、ほぼ同じような形なんですけど、大きさが小さくて中小型種と言われているものでございます。こちらについては、St. 4と6と11でも4月に少し捕れてますけど、4月中心に捕れております。これらの結果なんですけど、2023年は4月にSt. 4、6といった外海側で冷水性の大型カイアシ類、Neocalanus属、Eucalanus属、冷水性の端脚類の出現が見られましたが、仙台湾のSt. 11は見られませんでした。冷水性の中小型になるんですけど、Pseudocalanus属が4月にSt. 4、6で多く見られております。稚魚の餌料環境、放流適期等を把握していくために引続き、同定及び解析等をこれからも続けたいと思っております。途中経過でございました。

こちらについては、同じような内容ではございますが、関係する他の調査の結果を紹介いたします。2014年から2019年の4月なんですけど、黒の方の浅海定線、仙台湾側を比較しましたところ、St. 7からSt. 13で2016年以降需要となるカイアシ類の減少傾向が全般的に顕著となってきておりました。冷水性カイアシ類のNeocalanus属が2016年から仙台湾で減少傾向でございます。実は仙台湾以外の方では、この他の調査でやっておりませんでしたので、St. 4と6から進めるつもりなのですが、同じように減少していた場合は、2020年から2021年以降の来遊数の減少に影響があった可能性が考えられます。仙台湾以外の地点は今後、同定分析の予定としております。途中経過ですが御紹介いたしました。

まとめでございます。令和4年度の来遊予測数は47千尾、前年度の125%でありました。令和5年度の予測としましては、シブリング法を用いまして、29千尾、19千尾から46千尾の範囲となる確率が約80%であります。令和3年度、令和4年度の来遊数も等しく低水準でありました。今後も同様の傾向が継続することが考えられております。令和5年度についても来遊数は引続き低水準と予測されております。さけの資源維持のため、種卵の確保、健苗育成、適期・適サイズ放流等が重要になると考えております。

以上で私の説明を終わります。

○小野寺会長

ありがとうございました。

何か御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

○菅原元（はじめ）委員

来遊の尾数が少なくなったっていうのは分かりますけど、放流からの回帰率はどのくらいあるんですか。それは減っているんですか。それとも増えているんですか。

○水産技術総合センター 白石研究員

昨年度だけは前年度よりは多くはなっております。多くなったと言いましても、令和4年度の時点で4年魚によって計算するところの回帰率なんですけど、0.09%、さらにその前年は0.06%でございます。令和2年度は0.34%ということでございまして、去年よりは若干というところでございますが、すごく厳しい状況が続いているのが実状でございます。

○菅原元（はじめ）委員

稚魚で放流した数というのは、これだと0.1ということは2万ですか。大した量じゃないですよ。

○水産技術総合センター 白石研究員

大体4年魚が多いという考え方なんですけど、稚魚の放流数で1,997万尾ですかね。その前までは一定数ずっと放流できたんですけど、令和元年度はその前の年の半分となってしまった年でございます。

○菅原元（はじめ）委員

0.1%ぐらい戻ってきて、その尾数が3万尾とかって言ったらどういう計算になるんですか、千倍ですか。3千万とかそんなに放流しているんですか。

○高橋計介委員

今の話だと2千万尾ぐらい。

○水産技術総合センター 白石研究員

必ずしもこの計算方法で稚魚放流数全体を求めているわけではございませんので、現状は来遊結果の推移から求めた結果でございます。そういうことも考え合わせますと、実質、この下限に近いところになる可能性も非常に考えられるかもしれません。実際、今までの計算もこのように推移してきたからということでございますが、何を基準に考えるかでございますけど、あと海の様子も良くないということであると、かなり予測の下限に近い方になるのが現実的なのかもしれません。

○菅原元（はじめ）委員

ということは、放流してから北の方に向かう、この餌の問題も含めてそれが影響あったから少なくなっているという考えがあるってことですか。それともたまたま調べたら、餌が少なかったということなんですか。その影響があるという根拠はあるんですか。

○水産技術総合センター 白石研究員

水産研究・教育機構が中心になって出しているんですけども、4、5年前から沿岸域の水温が急変化する、低いところから急に高い温度になるということ、あるいは最近ですと、ずっと高いということで、川から海に下った稚魚が非常にダメージを受けて数を減らしているのではないかということは、常々指摘されていたところです。想像的な部分になるんですけど、その影響が残念ながら現れてしまっているのが現実的なかもしれません。

○菅原元（はじめ）委員

八戸沖には高水温帯があって、そこを越えられないから、歩留まりが悪いんだという話は聞きますけども。その途中までに餌が少ないとなおさら被害があって回帰率が下がってくるという感覚なんですかね。

○水産技術総合センター 白石研究員

実際、先ほどの冷水性の大型プランクトンというのが、親潮の中で多く発生と言いますか、分布しているんですけど、その割合が低くなっているのではないかというのもまた、一方でありまして、それを見たところなんです。実際にカイアシ類が大きな餌なんですけど、それがいないというのが、残念ながら現実のところになっています。それはやっぱり水温が高いというのと影響しています。暖水の中ではなかなかたくさん分布できないので。

○菅原元（はじめ）委員

大きいサイズで放せば、回帰率が高くなるという期待感はあるんですか。

○水産技術総合センター 白石研究員

大きいサイズで放すことで、回帰率を上げるという方法も1つはあるんですけど、まず、温かい水を利用して急速に成長させないとならないというのはありますよね。各ふ化場ができるかという問題です。あと、ある程度大きくしたところで、水温が高くなると、冷水性のプランクトンの分布がさらに少なくなってくるので、適当な餌はないところに離れたからといって、良い成長に恵まれるかどうかは分からないと。

○菅原元（はじめ）委員

分からないね。

○高橋清孝委員

6枚目のスライドですが、全国の総来遊数というのがありますよね。岩手、宮城、福島というのは非常に少ないんですが、特に宮城、福島、茨城。これに対して、秋田、山形、新潟というのは、以前は非常に少なかったんですが、今は宮城を上回っているという状況であんまり減ってないんでしょうね。北海道の日本海側も順調だと聞いておりますが、日本海がずっと数年前から捕れているのに、太平洋側では全然捕れないという状況が続いているわけですが、これについて国の研究機関では何て言っているんですか。

○水産技術総合センター 白石研究員

本州の日本海側と本州の太平洋側では前より技術が上がったから、太平洋側に追いついて良くなったという要因を挙げていましたけれども、春には稚魚は海に下って幼魚となるんですけど、その時の海の環境が大きく異なっている、つまり、日本海側の方は太平洋側に比べて有利な環境であるという可能性が指摘されています。特に北海道でその傾向は非常に顕著になっているんですが、本州の太平洋側についても同じことが考えられます。太平洋側は良くないんですけど、日本海側はそこまで稚魚に良くない環境にはなっていなかったと、4年前の話になるんですけど。

○高橋清孝委員

分かりました。

○小野寺会長

他にございませんか。お願いします。

○大越委員

御説明ありがとうございました。

このさけの放流と回帰率等の課題になるといつも思うんですけども、環境は変化していて水温も上がっている、それで結果として回帰率も下がっている。こういう現状にありながら、その種苗放流するやり方というのは、一貫していつも同じで、環境が変化する前と同じような時期に種苗を育てて、それをとにかく放流すると、このミスマッチがずっと続いているというふうに思っていて、これはいつまでというか、そのどうして回帰率が減ったとか、帰ってくるさけの量が減ったとかという結論ははっきりと出てないから仕方がないのかもしれないんですけど、もう数年以上かけてこういう結果が出てきているんだから、もうそろそろそれについて次の対応や対策に向けてやっぱり動くべきだと強く思っていて、そういう方向にまだ行ってないんですよね。

○水産技術総合センター 白石研究員

私のところは一応、県の機関とはいっても試験研究機関なので、適期が重要かと思うんですけど、期間が前より短くなってきているのは、ある程度想像つくところなんですけど、それを明らかにするということまででございまして、それを実際のふ化場の方々に広めて実施していただくというのはまた次の段階ですから、遅いと言われてしまうと、それまでなんですけど、今それに向けて調べているということでございます。その後どういう対策を打っていくかはまた別の機関が主導して考えることだと了解しております。

○大越委員

ありがとうございます。やっぱり国とかですね。そういうところにも強く何度も繰り返し、提言、発言していく必要はあると強く思っております。以上です。

○小野寺会長

ありがとうございました。

他にございませんか。

なければこれで、報告事項（２）「秋さけ令和４年度来遊状況及び令和５年度来遊予測について」はこれまでといたします。

### 【報告事項 3】

○小野寺会長

報告事項（３）は先ほど話題になりましたけど、どれぐらいの卵を離すのかということになると思いますが、「令和５年度漁期の秋さけ種卵確保対策について」を上程いたします。県から説明をお願いいたします。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

私の方から資料5に基づきまして、報告事項(3)「令和5年度漁期の秋さけ種卵確保対策について」説明させていただきます。

資料5の1ページをお開きください。種卵確保対策についてということで、こちらにつきましましては、今年度の秋さけ放流事業に関します種卵確保について、基本方針を整理したものでございます。こちらは9月21日に開催しました令和5年度の第2回秋さけ種卵確保対策会議ということで、各ふ化放流団体など関係者の皆様と調整の上、決定をさせていただいたものでございます。

概要について説明させていただきます。まず、第1といたしまして、種卵確保体制に係る基本的認識でございます。秋さけ資源につきましましては、改めて言うまでもございませんが、本県の沿岸漁業、そして流通加工業において欠くことのできない極めて重要な資源であると認識しております。一方で先ほどの話にもありますとおり、近年著しくその資源が減少しているという状況でございます。そのために親魚、種卵の十分な確保が困難な状況にあるということで、特に令和元年度以降の稚魚放流数は非常に低い水準に留まっております。資料の中ほどに図がございますが、先ほど白石さんの方からも報告がありましたけども、この棒グラフが沿岸の来遊数、秋さけが帰ってきた数でございます。こちら棒グラフについては、先ほども御説明ありましたが、近年著しく減少しているということで、かなり厳しい状況でございます。それから折れ線のグラフが種苗放流数の推移になります。こちら見ていただきますと、沿岸の来遊数の減少に伴いまして、特に令和元年度以降で稚魚放流がかなり減っているということで、これまで比較的安定的して5~6千万尾ほどの稚魚放流していたんですけども、令和元年度以降は2千万尾以下という状況でございます。特に令和3年度については、1千万尾を下回る数量ということで、昭和52年以降、秋さけの増殖事業が本格化した昭和50年代以降で最も少ないような放流数でございました。令和4年度につきましましては、自河川卵に加えまして、他県の方から種卵を持ってきてということで、3千万尾ほどの稚魚を放流しております。このような状況の中でも秋さけ資源を将来的に維持していくということで、先ほどいつまで続けるのかというようなこともございましたが、まずはですね、なんとか資源を再造成するという方向で考えていくということで、宮城県、県のさけます増殖協会、各水系さけます増殖協会、内水面のふ化放流団体、海面漁業者、これらさけ増殖事業の関係者が一体となって親魚、種卵の確保対策に取り組むということを基本的な認識として考えてございます。

次、第2の令和5年度漁期の種卵確保についてでございます。先ほど来遊予測ございましたが、今年度漁期に帰ってくる4年前に放流した稚魚というのが、約2千万尾ということで、種苗の放流数が下がった時期と一致するというところで、来遊は厳しい状況が予想されるというところでございます。それから、近年は河川で親魚を捕って採卵するわけですが、川に登ってくる時期において台風あるいは大雨によって、捕獲所への被害なども発生しているということで、本県産の種卵確保を行うことについては、一層困難な状況になるものと考えられるということで、今漁期も昨年度に引続きまして関係者が一体となって、まずは本県産の自河川遡上親魚、それから海で捕れた親魚を最大限活用して本県産の種卵を最大限確保に努めるとともに、可能であれば他の北海道、あるいは日本海側の秋田、山形といった他県から種卵を積極的に移入していくことを考え

てございます。

以上を踏まえまして、第3といたしまして令和5年度漁期の親魚・種卵確保対策の基本方針ということで、今漁期に想定されます来遊尾数の低迷、種卵不足に対応するため、昨年度策定いたしました宮城県さけます増殖振興プラン（暫定版）に基づき、以下の対策を講じ、最大限の種卵確保を図るということで、以下5点ございますが、まず、河川遡上親魚を最大限に活用する。それから海で捕れる親魚も積極的に活用すると。それでも足りない場合には、他県からも種卵を移入する。そして、県内の調整についてもふ化場ごとの種卵の移出入調整を行うと。以上の取組みによりまして、さけの採卵・放流基本方針を策定するといった流れで進めさせていただいているところでございます。2ページにそれぞれの5点についてどういったことに取り組むかということ整理してございます。

まず、1の河川遡上親魚の最大限の活用というところですが、まずはその川で親魚を捕るということで、効率化を図るためにも複数のふ化放流団体による共同採捕、あるいは魚道の活用といったところで、コスト面も考慮した親魚採捕を検討していただくと、それから、なるべく多くの卵を確保ということで、川に上ってくる魚でも未成熟の魚もございますが、そういったものについては、畜養を実施するなどして可能な限り採卵に供していただくと、それから、なかなかこの状況で想定しづらい部分はありますが、従前の採捕河川以外の河川でもまとまった数量が遡上した場合には、近隣のふ化放流団体に採捕していただくように、県としても実施に係る調整を行うことで考えてございます。それから網揚げ協力ということで、海でさけを捕る漁業者の方にも協力していただいて、一旦、その採捕を停止していただく網揚げ協力でございますが、こちらもこれだけ来遊が減っている中で実施による効果というのは限定的だと考えられるところではございますが、項目としては残しておりまして、状況ですとか、あるいはその期待される効果について各水系の判断で実施を検討していただくという形で項目を残させていただいております。

次に2の海産親魚の活用ということで、基本的にはその川で捕れる親魚も採卵に供するわけなんですけど、それに加えて、海の定置網漁業者の方の御協力もいただきながら、海で捕れた親魚も卵を絞れるものは使っていくということを積極的に行っていきます。さらに県といたしまして、海産親魚の確保に対して経費的な支援を行うということで考えてございます。また、技術的な課題などについては、県や増殖協会あるいは国の水産研究・教育機構にも御協力いただきながら支援をしていくというふうに考えてございます。

次3番が他道県産種卵の移入調整ということで、今、御説明しました1番、2番の本県産の種卵を最大限に活用しながら、それでも足りない場合には、他の道県からも積極的に調整に取り組むと考えてございます。また、他道県産種卵の輸入にあたりましては、各ふ化放流団体は生産コストも考慮した、どれぐらい持ってくるのかという数量調整ですとか、あるいは、先ほどもありましたが、その良い時期に良いサイズで放すというのを実現できるように各ふ化の水温条件などを加味しながら、ふ化場に入れる順番を調整していくことなどを行っていくところでございます。また、他道県産種卵を移入する場合には、経費も考慮した稚魚の買上げを行うですとか、あるいは県の増殖協会でも可能な範囲で移入の経費の支援を行うということで進めたいと考えてございます。

4番につきましては、種卵の移出入調整ということで、この厳しい種卵の確保状況をさせられる中でも水系とかふ化場によって、仮にその余剰の卵が出た場合には、足りないところに持っていくといった、県全体の調整を図っていくということを記載させていただいております。

5番ですが、こういったところを踏まえまして県全体の採卵・放流計画を策定しまして、今年度のふ化放流事業を実施してまいるということで進めてまいりたいと考えてございます。

なかなか他道県でもどれくらい帰ってくるのか、卵が取れるのかというところは全くの不透明な状況でございますので、状況に応じながら、研究機関の意見も聞きながら、また、ふ化放流団体の方々の意向も確認しながら、本年度のさけ増殖事業を進めていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○小野寺会長

ありがとうございます。

御意見、御質問等ございますか。

○十二村委員

さけの卵の移入卵という項目に2,100万尾を放流したということで、移入卵を用意したということで対策を練っておられるわけですけども、この移入卵の回帰性というか、本当に帰ってくるのかどうかというのが疑問なんですけど、この辺は県の方ではどのようなお考えがありますか。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

なかなかどれくらい帰ってくるのかというところは、分からないというのが正直なところです。ただ、国のさけの研究している水研機構さんなどの御意見もお聞きしながらですね、とにかく、まずは最大限の種卵確保してということがまずはできる場所だろうというようなことで、進めさせていただいておりました。

○十二村委員

ありがとうございました。

○菅原元（はじめ）委員

今の質問に関連しますけども、遡河性魚類ということは、戻ってくるわけですから、そこで稚魚にしたやつが戻るのか。戻ってきた卵はどこで育っても元の河川に戻るのか、多分、その心配じゃないかと思ったんですね。

○十二村委員

はい。

○菅原元（はじめ）委員

昔、教わったのは河川に戻るんだから、そこで放せばもう一回戻ると、例えば、北海道で捕った卵を宮城県で放流して、こっちに戻るのか、それとも北海道に行くのかどうかということだと思うんですけど、マーキングしているか分からないですけども、そういうので他県から1千万も2千万も入れたやつが、本当にこっちに来るのか、その辺がどうなっているかだと思うんですけど、そういう何かあるんですかね。

○小野寺会長

そういう回帰性はどの段階で身につくのかという問題ですね。

○菅原元（はじめ）委員

ここで分からないですよ。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

私も専門家ではないんですけども、詳しい方にもお聞きすると、やはり、基本的にはその川の水を覚えれば、そこに帰ってくるということを聞いております。

○小野寺会長

ということは、種卵を持ってきて、例えば、宮城県の川でふ化させれば宮城に行くのではないかという。

○菅原元（はじめ）委員

それが分からないですよ。

だから、北海道とかから卵をいっぱい採りました、こっちでふ化し放流しました、それが全部戻るといのは変なんですけど、ただ、要はそこに戻るといのは、元々持っているのが回帰性か、後から稚魚が獲得する技術なのか分からない。

○小野寺会長

多分、海に出て北上していく途中のプロセスも関与しているんじゃないかと思うんですね。

素人がいくら言っても形がつかないんですけど。

○高橋清孝委員

40年くらい前に北海道の卵あるいは岩手の卵とか持ってきて、放流したことあるんですよ。その当時、新しい放流できる川を作ろうというので、あまりさけが捕れないような、上らないような川にそういうものを放流したんですね。その時は、岩手産のやつはそこそこ上ったんです。ただ、北海道産のものは、例えば、牡鹿町の谷川ですね、あそこの川は北海道産だったんですが、上ったんですけども、回帰率が非常に悪かったんですね。ですから、かなり距離が離れてしまうと、非常に回帰率が下がってしまうというのが一般的な考え方ですね。近くまでは方向、方角でコンパスのようなものを本来有していて、近づくと、川の匂いで上ると言われていますね。ただ、今はこういう10分の

1まで減ってしまうと、あまり贅沢も言っていられないなという感じはありますけどね、ただ、やっぱり元々の自河川の系統があるところは大事にして、本来は適期放流というものをきちんと把握してやるというのは、やっぱり本来の方法だと思いますね。

○小野寺会長

ありがとうございました。

なかなか難しい問題ですね。他にございませんか。

○千葉会長代理

資料や御説明を聞きますと各ふ化場の運営上あるいは経営的な問題はないくらいふ化、採卵できているのかなというのは、危惧するわけでありましてでも今のところ間に合っているんでしょうか。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

仰っていただいたように各ふ化団体さんとも経営はかなり厳しいです。これまでさけがいっぱい帰っている時は水揚協力金ということで、市場に水揚げされるさけの金額の7%を増殖事業に供したわけですが、これがほぼなくなってしまったということで、今の収入としては、県や国の予算を使った稚魚の買上げということで、1匹いくらかで買う形で支援しているですとかあるいは市町さんの支援ですとかそういったものが原資になっているということで、なかなか各ふ化場さんでもこれで足りているんだという状況ではないと、ただ、なんとかその4年後、その先の資源のためにということで頑張っているところがございます。

○千葉会長代理

各ふ化場の方々に聞いてみますとかなり経営が厳しいという話で要するに卵が入ってこないのが厳しいんだというようなお話を聞いています。先般の新聞等々で見ますと気仙沼で別の淡水魚の養殖を同じ施設で試験的にやっているというのは新聞記事を見させてもらったような気がしておりますけれども、やはり今後、そういった何らかの形の誘導的なことを行政として対策も講じなければならぬのではないかなというのは、私個人的に思いあるんですが、その辺の取組等々について県として何か考えお持ちでありましたらお願いしたいなというふうに思います。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

まさにおっしゃるとおりでこれだけ帰ってこない中でなんとか続けるように皆さん頑張っているところではあるんですけども、それでもやはり効率化を図っていくとかですね、要はふ化場ごとの連携あるいは統合、集約化を図るとかそういった取組に伴いまして、既存のさけのふ化放流で使っていた施設を別の用途に転用するとかですね、そういったことは進めていくように誘導していきたいと考えております。今年度もそういった補助制度を作りまして、気仙沼の方ではやまめ、さくらますだと思っておりますがそういった取組についても使っていただけるような支援というのは用意してございます。そのため、この先どういう方向に行くかというのは、もう少し見極めながらと

いうところはございますが、各ふ化放流団体さんがいろんな選択をできるように誘導していきたいと考えてございます。

○千葉会長代理  
分かりました。

○小野寺会長  
他にございませんか。  
なければ、これで、報告事項(3)「令和5年度漁期の秋さけ種卵確保対策について」はこれまでといたします。

— — — — 報 告 事 項 終 了 — — — —

【そ の 他】

○小野寺会長  
これで議事次第に載っておりますものは全て終わりました、その他に移ります。県から何かございますか。  
お願いします。

○内水面水産試験場 小野寺場長  
今回、外来藻類であるミズワタクチビルケイソウが県内で初めて確認されまして、本種の説明と広げないための対策についてお話したいと思うんですがよろしいでしょうか。

○小野寺会長  
お願いします。

○内水面水産試験場 小野寺場長  
それでは内水面水産試験場の方からミズワタクチビルケイソウ、外来種になります。これについての御説明と広げないための対策について御説明させていただきます。  
まず、ミズワタクチビルケイソウって何ですかということなんですけれども、アメリカ原産の珪藻でして、アメリカの固有種になります。日本では2006年に初めて確認されています。確認されたのは筑後川の上流であゆの胃の中から殻が出てまいりまして、それが初めてです。これが九州の方で石に見られるようになってきたということでございます。どういった経緯で日本に入ってきたかというのは不明でございますけれども、九州から東北まで異なる6河川のミズワタクチビルケイソウの遺伝子解析を行った結果、地理的に九州から東北まで離れているんですけれども遺伝子の配列が全て同一だったということで、おそらく自然に拡散したのではなくて人為的に急速に広まったものだろうと言われております。

ミズワタクチビルケイソウがどういった生態とかの研究なんですけれども原産国のアメリカでもほとんど行われてないという状況でありよく分かっていないというのが実状でございます。そういった中で研究は行われてないんですけど、日本ではどうかということ

でございますが、この先ほどの外来生物の被害どうですかというアンケート調査にもこのミズワタクチビルケイソウの部分が入っていたんですけども、水産庁の方で外来種の対策の一部に取り上げられているということで、国内では対策に向けた研究が行われております。知見も徐々に集積されつつあるという状況でございます。9月19日に東北大学におきまして、日本水産学会の方で外来種ミズワタクチビルケイソウの問題と最新知見というシンポジウムがありまして、そこで成果の発表がございました。その成果も踏まえて今回お話ししたいと思います。図の1に示しているのが河川で繁茂している状況で、お手元の方に水産庁のリーフレットがございました塩で防げという資料に4つほどですね。河川で繁茂している状況が写真でございます。昔、溝に水綿みたいなのがあって、それと同じようなんですけども、ただ、溝にある水綿というのは、細菌類で、こちらは珪藻になります。それで溝みたいに汚いというか富栄養化したような水のところだけではなくてですね、これ実は県内の河川なんですけれども、この場所というのはいわなでフライフィッシングするようなかなり上流のところや清流域いわゆる付近に民家もないようなところでもこういった水綿が出てきているということで、その辺が普通の溝に出ている水綿とは全然違います。こういった水綿があって、顕微鏡で見にくいんですけど、インターネットでミズワタクチビルケイソウと調べますと綺麗な顕微鏡写真が出てきますのでそちらを見ていただくといいですが、珪藻ですので、こういった唇みたいな形のガラス質の殻がございまして、この中に細胞質が入っているということです。これが自分でも動くんですけども、石に付いて増殖できるようなところを探していいところがあればですね、ここに線があるんですけど、これが粘着するような柄でして、柄を伸ばして石とかに粘着して固着するというところでございます。これの顕微鏡の写真なんですけど、ここからここまでが大体0.1から0.3mmぐらいとかなり大型の珪藻でした。日本にある珪藻ですともう1桁下の0.0何mmから0.1mm程度ですのでかなり大型の珪藻になります。これまで報告されているのは、先ほど綿になったようなやつというのは、いろいろな河川で報告があるんですけども、春と秋に繁茂するという河川とかですね、春に繁茂するといった河川、それから冬場の気温が落ちてから繁茂するとかですね、場所によって違うような報告がございまして。これは周年、水綿になっているわけじゃなくて、一時期は枯れて石から無くなるという時期もあります。それから流れが緩やかな場所、先ほど県内でも上流域という話をしたんですけど、結構流れが速いところというのは無かったんですけど、その脇の石のところとかあるいは川床の石が安定しているようなそういったところに繁茂しているということです。それから、ミズワタクチビルケイソウは侵入して必ず水綿になるわけではなくて、どうも水綿になりにくい河川とですね、条件が整うと水綿が出るのを繰り返す、そういった河川があるということが報告されております。

条件というのは例えば、水位、水温、流速、栄養塩とかそういったところで、今、条件については、大学とかでかなり研究されてきてございます。ミズワタクチビルケイソウが繁茂してどういった影響があるのかというところでございます。今のところ2006年に初めて発見されて論文になって掲載されたのは2011年かと思うんですけど、結構新しい珪藻ですので、まだ、河川の生態系に及ぼす影響や経済的な損失というのは見積もられていない状況でございますが、これまで日本に入らなかった珪藻でございますので、綿みたいに川床全部覆いますので何らかの生態系の影響というのは十分心配されるところでございます。水産にとって何が1番影響ありそうかということ、放流したアユが定着しにくいところ

が山梨県の方から報告されています。このグラフはミズワタクチビルケイソウの繁茂率と縦軸がそこにいたアユの尾数なんですけども大体40%ぐらい覆われているとあゆがほとんど定着しない、資料には放流したと書いてあるんですけど、山梨県は堰堤などがあって天然で遡上しているあゆがないことがあって放流したあゆの定着が悪いということを書いているんですけども、おそらく石を綿みたいに覆うわけですから、あゆの餌がないということで、天然も同じような形になるかと思えます。これが1番今のところ報告されてる影響でございます。あと、報告されているのは漁具とか釣りの仕掛けに絡まって、汚れたりとか破損したりするということで、釣り人の評判すごく悪いです。それから綿になるので釣りでも滑ったりしてかなり悪いというお話がございました。それから、養魚場さんですと川水を取っているところでは綿が枯れて、リーフレットの右下のところ白くなっているのがあるんですけど、枯れて白くなってというのは枯れているんですけども、あれが流れてしまって、ひどいところでは川にティッシュペーパー、トイレットペーパーを流したようになりまして、取水口に目詰まりさせて水が止まってしまうような影響が考えられます。実際に養魚場さんではそれを取ったというお話もこのシンポジウムではありました。それから、河川公園みたいな観光地では、やっぱり景観が悪いのでそういったところで観光客の入り数が少なくなるんじゃないかという懸念もございます。それから、これは本当に心配だけなんですけど、上流部でもいますので溪流魚の餌となる水生昆虫の生息とか生育に影響を及ぼすんじゃないかと言われております。実際に被害が報告されたというのは、まだ事例としてはないんですけども生態系の影響ですので時間がかかってから出てくるんじゃないかと言われております。

お配りしました水産庁のリーフレットでございますが、対策なんですけれども、川全体にこういった珪藻が覆われると実際に駆除するというのはもうほとんどできないような状況になります。このミズワタクチビルケイソウが入らない水際対策というのが重要となってきてございます。どういう風にすればいいのかということですけども食塩水5%以上にウェーダーの下のフェルトの部分をつけて他に移してくということがあるようでして、そういったところを5%以上の海水よりも濃い食塩水に1分以上浸すと殺藻できますと、塩が使えない場合は60度以上で消毒してください。あるいはエタノール50%以上でシュッシュとやって殺藻できるということでございます。あと、この他にも塩素系の漂白剤を付けても殺藻できるという報告がございます。本県ではこの水産庁のリーフレットとともに9月21日付で水林部長名で内水面漁業協同組合長あてに文書を出出して注意を促しているところでございます。

内水面水産試験場からは以上でございます。

#### ○小野寺会長

ありがとうございます。

何か質問ございますか。

これからいろいろ経験して、質問はその後になるような気がしますが、ありがとうございました。

他にございますか。

○眞壁委員

2点報告なんですけども1つは、今年は広瀬川で35cmのあゆが捕れたそうです。去年は30cmのあゆで結構上がったらしいんですけど、今年は35cmだってね。

あともう1つはあさりですね。閑上大橋の下は全滅です。9月30日にしじみ生息調査やったんですよ。どこに放流するかということで、そして時間あったんでマンガンで引いたんですけども、全部やられています。川底がヘドロです。ヘドロも水も採取したんで、県の方で水質とか土壌検査は県の保健所でやってくれないんですか。頼めば同じ県だからやってくれているんじゃないですか。これは今、返答求めているわけではないけど、うちの組合の方に連絡もらえればいいです。それと、その原因は何かと言ったら、やっぱり、かわまちてらすとか国交省河川局の方ですから、結構工事やったんですよ。その雨水が流れていって堆積してヘドロになって死んだということの想定なんですよね。だから前、伊藤絹子先生も結構あさりも繁殖していますよと増えていますよという話が、今、はまぐりも全部全滅なんですよね。だから、それに対して国交省にはある程度賠償という感じなんですけども、それは県の方では言えないから、こっちの方で動くけどね。そういう感じです。それともう1つは、例えば、川底を改良してもらって国の方からね。あさりの稚貝を放流するには、県内産あるいは国内産の稚貝を放流してもいいんでしょ。外国産でなければ。それも調べてもらってね。お願いしたいと思うんです。とにかく、ずっとあさりが増えてはまぐりも出ているということだったんですけども、全部壊滅です。

その報告2点です。以上です。

○小野寺会長

それでは県の方からお願いします。

○水産業基盤整備課 佐藤技術副参事兼総括課長補佐

先ほど審議事項(2)のコイヘルペスウイルスの委員会指示の際に、御質問あった件について御回答させていただきます。コイヘルペスウイルスなどの特定疾病が発生した場合、都道府県知事はその養魚場に対してまん延防止措置を講じるため、焼却、埋却を命じた場合は、その損失の補償制度がございます。ちなみに、マゴイですとkg当たり450円、ニシキゴイですとkg当たり4,460円でございます。その他焼却、埋却処分にかかった費用、それと養魚場の消毒費用等に掛かる費用に対する補償制度はございます。

あと、先ほどの報告事項の全内漁管連の中央省庁の提案項目にもありましたが、コイヘルペスウイルスの委員会指示の制限を解除できる基準はまだ示されていないという状況でございます。

○小野寺会長

よろしいですか。

○菅原元(はじめ)委員

はい。

○高橋計介委員

kgで450円はいいですね。

○小野寺会長

それではその他にございますか。

はい。どうぞ。

○小野寺会長

何か他にございませんか。

他に何もなければ、事務局から事務連絡があればお願いします。

○水産業振興課 高橋総括課長補佐

事務連絡させていただきます。次回の委員会の開催日程について連絡させていただきます。次回は2月か3月に開催予定としておりますが、日程確定次第改めて連絡させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○小野寺会長

本日予定しておりました議題は、全て終了いたしましたので、以上をもちまして、令和5年度第3回内水面漁場管理委員会を終了いたします。皆様ありがとうございました。

— — — — 委 員 会 終 了 — — — —

《議決（決定）事項》

議題

(1) 審議事項

- イ うなぎ稚魚漁業の制限措置及び許可の基準（案）について
- ロ コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示（案）について

(2) 報告事項

- イ 全国内水面漁場管理委員会連合会令和6年度中央省庁提案項目及びアンケート調査について
- ロ 秋さけ令和4年度来遊状況及び令和5年度来遊予測について
- ハ 令和5年度漁期の秋さけ種卵確保対策について

(3) その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長

野村 秀也

署名委員

真壁 一良

署名委員

高橋 清寿

書 記

阿部 卓真